

令和2年5月19日

地域密着型サービス運営推進会議代替資料の公表

厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第108条の規定に基づき、令和2年5月25日に運営推進会議を開催するところ、新型コロナウイルス感染症の流行を理由として面会謝絶を2月27日に決定し、本日現在継続中であるため、これを中止、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えます。

千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

設置主体) 株式会社 相生

代表者) 代表取締役 萩原 将之

事業所及び事業主体の概要

【事業所】 ゆうなぎ九十九里

(認知症対応型共同生活介護 通称：グループホーム)

(介護保険事業所番号) 1275900213

(所在地) 〒283-0102 千葉県山武郡九十九里町小関2316番地1

電話0475(70)7333 FAX0475(70)7335

(開設年月日及び共同生活住戸と利用定員)

平成17年10月 1日開設、利用定員9人(一番館)

平成23年 4月 1日開設、利用定員9人(二番館)

【事業主体】

〒299-4216 千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

(商号) 株式会社 相生 (かぶしきがいしゃそうせい)

(代表者) 代表取締役 萩原 将之

電話0475(36)5711 FAX0475(36)5712

運営推進会議の概要（当初予定）

日 時：令和2年5月25日 13時30分から14時30分

会 場：当ホーム二番館のリビングダイニング

出席者：運営推進会議の構成

当ホーム

- ・設置主体) 株式会社相生 代表者) 代表取締役 萩原 将之
- ・計画作成担当者 内山 貴司 (二番館担当、介護支援専門員)

委 員

- ・ 当ホーム入居者
- ・ 地域住民 (近隣の住民)
- ・ ちどりの会 (ボランティア団体)
- ・ 当町健康福祉課
- ・ 当町地域包括支援センター
- ・ 当町社会福祉協議会

(予定していた議題)

1. 入居者情報 (保険者、要介護度等)
2. 新型コロナウイルス感染症について

1. 入居者情報

① 保険者等

保険者	当町	茂原市	大網白里市	長生郡白子町	計
人数	15	1	1	1	18
増減	0	0	0	0	0

② 要介護度等

1月20日開催時とほぼ変化なし

2. 新型コロナウイルス感染症について

特記事項：本日現在、全入居者ならびに全役職員の感染、発症はない。また、これらの家族、関係者、いずれも感染、発症、濃厚接触者等の有無について確認はできないが、報告はない。

【前回資料作成時と変化のない事柄等】

- ① 標準的予防策しか採り得る方策しかなく、インフルエンザ予防策と同じ手法にて、主として手指消毒の徹底等を実施。
- ② 標準的予防策の範疇ではないが、2月27日から3月11日まで、面会謝絶と決定し、案内を入居者ならびに家族、関係者に送付。当初3月11日までとするところを、3月31日まで延長（3月26日現在、25日に無期限に延長することを決定し、案内送付）。
- ③ 面会謝絶とあわせて、入居者の外出をとまなう行動を自粛。近隣のスーパーマーケット、コンビニエンスストア、商店、近隣の知人・友人・親族宅等に入居者が訪ねることも自粛。
- ④ 定期受診等について、訪問診療を受けている入居者については平常通りの受診。医療機関の外来に通院する入居者にあっては、国が医療機関に対して電話による診療等で処方箋を出すようにする取り扱いにしていることから、通院せずに処方箋を得て、薬の受領などを行っている。しかし、一部の医療機関においては、入居者本人の通院は要しないとするものの、代わりに役職員が訪ねるなどしてほしいとの指示があり、困惑することがある。国の取り扱いが医療機関によっては徹底されていない印象を受ける。

【前回資料作成時と比べて変化のあった事柄等】

- ① マスク、アルコール消毒液、ハンドソープの品薄感は継続している。平常時と同様の入手は困難な状況にあることには、基本的には変わらない。しかし、個別の状況に変化があって、事業継続について力となった。

(ア) マスク

1. 国が国民に先行して介護施設等に配布。数量は入居者と職員を合計した数に2倍弱程度の数を受贈。大変にありがたい。
2. 当町から受贈。大変にありがたい。
3. ちどりの会から、手製のマスクを受贈。数量は入居者と職員を合計した数に相当。大変にありがたい。
4. 役職員間において、自発的に自ら製作したマスクを相互に贈りあうなどの動きがあり、嬉しく思う。
5. マスクが市場から蒸発した2月後半以降、メーカー等の増産体制も整い、供給量が増加する傾向が見て取れることから、先行きは悲観していない。

(イ) アルコール消毒液

1. 4月に従前比5.25倍程度の価格で仕入れた。
2. 以後、当社と取引のある飲食店から好意で従前と同様の価格で仕入れる機会があり、当面の必要量は確保できた。
3. 今後、アルコール消毒液の入手が困難であったとしても、次亜塩素酸ナトリウムの仕入について従前と変わらず、代替するための措置は講じているので、先行きは悲観していない。

(ウ) ハンドソープ

1. 3月下旬、4月上旬に従前比4.16倍程度の価格で仕入れた。
2. 5月中旬、数量は1か月程度で消費する量に相当する数量につき、従前と同様の価格で仕入。
3. メーカー等の増産体制も整いつつあり、供給量が増加する傾向が見て取れることから、先行きは悲観していない。

- ② **（一律の事実上の外出禁止）** 前回資料作成時において、面会謝絶、事実上外出禁止によって、入居者のストレスはいかばかりか。混雑や、人ごみが見られなければ、海岸や公園等は外出先として好適ではないのかとする社内の意見があった。しかし、緊急事態宣言発出により、そういった社内の意見や空気感は一蹴され、全件例外なく一律に外出を極小化、事実上禁ずる動きとなった。
- ③ **（一律の事実上の外出禁止は強硬、無策との批判）** 前項において、例えば外出を望む入居者に対して外出を制限する言辞を述べ、「総理大臣が」「国が」「社会全体が」と、それを枕詞に制することで、入居者は一義的には外出を諦める。他方で、人との接触機会が事実上乏しい外出もあって、例えば、海岸に車で少しドライブに行くなど、そういったことも一律に制することとなった。これについては、いささか、強硬、無策に過ぎないかとの批判が社内にある。
- ④ **（一律の事実上の外出禁止は当然との意見）** しかし、海外の事例を見ると、介護施設における感染と発症、死者の数は目を覆うものがあり、入居者の私権、尊厳を冒すつもりは毛頭なく、ひとえに入居者の身体生命を最優先すること、国の緊急事態宣言に沿ったものであり、やむを得ない。むしろ当然であるとする意見も広範かつ根強い。
- ⑤ **（役職員の休日休暇中の行動報告徴求は断念）** 前回資料作成時に、感染爆発など、事態の急展開等も予想されうる中、弊社役職員の休日、休暇中の行動確認をする必要性があるのか、検討を要するのではないかと社内の意見があった。確かに、社会保険の一である介護保険は介護保険料と国税・地方税で支えられている訳であるから、その枠組みにおいて生業を営んでいる以上、感染予防の観点から役職員は休日休暇中の弊社への行動報告を義務とするは容認すべきで受忍限度を超えないとの論もあった。しかし、検討した結果、役職員個人のプライバシーを著しく侵害しかねず、しかも行動報告の範囲に役職員と接触した人物や家族等のプライバシーも侵害、棄損しかねないこと、また、関係法令や過去の事例等に照らして、一私企業として役職員にこうした義務を課すことを許すとは、そもそも想定されていないとして、この件は断念した。一方で、非常事態下において、明確に禁ずる

法令の規定や過去の事例等がなければ踏み込むべきだとする意見もあった。

- ⑥ **（新規の入居を拒む空気感）** 新規に入居を検討する事例において、現下の情勢が鎮静化するまでは一律に拒むべきだとする空気感が醸成された。他の施設においては、例えば病院から退院し入居（所）を予定する事例を拒絶していると聞いているから、当ホームもそれに倣おうとするものであった。正規のルートを通じて、当該施設に照会すると、当然ながら、新型コロナウイルス感染症流行にともない、一律に入居（所）を拒絶することはなく、個別に事情を勘案して入居（所）を検討していると、ありていに言えば、極めて優等生的な回答があった。この件、医療機関について、非公式（私的）に尋ねてみると、逆に、介護施設の標準的予防策について、検証可能な状態で実施されているのか、介護施設に従事する役職員全員の健康管理、役職員の全員の関係者において感染、発症の有無、同様に過去2週間以内に帰国者の存否、同様歓楽街に行った者、宴会や観劇の参加者の存否、そういった話になるのではないかと回答を得た。つまりは、観念的に過ぎており、標準的予防策を講じつつ、現下の情勢にかなった行動をせよということで、一応の解決を見た。一方で、入院者を抱える医療機関の方が、よほど介護施設よりも対策が徹底されているとの意見もあったが、院内感染の実情は報道を見るに明らかでもあり、社内においては未だ燻っていると考えられる。

以上

本件のお問合せ先
グループホーム ゆうなぎ九十九里
事業主体) 株式会社 相生
代表者) 代表取締役 萩原 将之
電話 0475-36-5711